

## 2025年度 県立敷島公園運動施設 二次募集について

群馬県立敷島公園 指定管理者  
敷島パークマネジメントJV

## ■利用調整会議後の二次募集について（一般利用者の受付及び申込み）

優先団体・優先大会以外の大会及び全県的な練習会利用の受付（二次募集）は、原則として、次年度予定の公開後（3月1日）より先着順にて受付を行います。

\*「利用調整会議及び優先団体・優先大会について」の概要は次ページ参照

## (1) 二次募集の受付について

二次募集の対象は、優先団体・優先大会以外の大会・全県的な練習会として、以下の条件を満たしている内容に限り受付が可能となります。

2025年度の使用希望について	
受付期間	2025年3月1日より随時
受付の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設毎に定められている<b>利用基準を満たし</b>、大会要項等の計画を事前に提出できること</li> <li>施設の管理と調整ができ、各公式大会に影響のない日程であること</li> <li>駐車場の管理上で支障が無いこと</li> <li>施設利用申請を使用希望日の2週間以上前に実施できること</li> <li>施設利用上の連絡事項を遵守できること</li> </ul>
使用決定	先着順で決定します。
申込み方法	公園管理事務所にお問い合わせの上、「競技施設利用希望申込書」及び「大会要項」を受付窓口へ提出下さい。
備考	※指定管理者による自主事業を除き、施設の利用基準に合致しない内容は、利用基準外となり（2）目的外利用の受付となります

## (2) 目的外利用の受付について①

当JVでは施設の多目的利用の促進のため、施設ごとの**利用基準を満たさない利用内容**について、目的外利用（※1）として下記の運用にて施設利用の受付を行います。

2025年度の使用希望について（※2）	
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内を統括する産業別、業種別の協会、共済・労働・健保組合等が主催する<b>市町村規模以下の単位</b>で開催される大会</li> <li>大学が主催する<b>市町村規模以下の単位</b>で開催される大会</li> <li>市町村・市町村教育委員会が主催する<b>市町村規模</b>で行われる練習会</li> <li>民間企業等が主催する<b>市町村規模以下の単位</b>で行われる練習会</li> </ul>
受付期間	2025年3月1日より随時
受付の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の管理と調整ができ、各公式大会に影響のない日程であること</li> <li>駐車場の管理上で支障が無いこと</li> <li>企画書の事前提出ができ、利用基準と調整ができること</li> <li>当JVを共催として開催要項に明記すること</li> <li>施設利用上の連絡事項を遵守できること</li> <li>利用希望日の1か月以上前の相談であること</li> </ul>
申込み方法	<p>①管理事務所に事前相談・お問い合わせ下さい。</p> <p>②使用決定後、「競技施設利用申込書」及び「大会要項」を受付窓口へ提出下さい。</p>

※1：目的外料金（施設利用料×2.0）が発生、また、申請者が県外団体の場合は県外料金（施設利用料×1.3）が発生、内容に応じて運営支援費が別途発生

## (2) 目的外利用の受付について②

2025年度の使用希望について	
概要	・施設を活用した業としての撮影(※3)
受付期間	2025年3月1日より随時
受付の条件	・施設の管理上で支障が無く、各公式大会に影響のない日程であること ・企画書の事前提出ができ、利用基準と調整ができること
申込み方法	①管理事務所に事前相談・お問い合わせ下さい。 ②「競技施設利用申込書」及び「企画書」を受付窓口に提出下さい。

※3：目的外料金（施設利用料×2.0）＋撮影料金（行為許可料）が発生、申請者が県外団体の場合は県外料金（施設利用料×1.3）が発生、また、内容に応じて運営支援費が別途発生

### (参考) 利用調整会議及び優先団体・優先大会についての概要

敷島公園の各運動施設は、仕様書上で定められたルールに基づき、主要大会の年間利用調整を行っています。利用調整会議は、以下の定めにて開催されますため、それ以外は原則二次募集、目的外利用となります。

#### (1) 優先団体・準優先団体の定め

・利用調整は、プロスポーツ及び群馬県スポーツ協会所属団体より優先となります。

##### 1) 優先団体

群馬県、群馬県教育委員会、群馬県スポーツ協会加盟競技団体、高体連、中体連、高野連及び社会人野球連盟等で公園管理者（前橋土木事務所等）が優先使用を認める団体。

##### 2) 準優先団体

ア 県内を統括する産業別、業種別の協会、共済・労働・健保組合等（県大会以上の規模で開催される大会）

イ 大学（国立・私立またはこれに準ずるもので、県大会以上の規模で開催される大会）

ウ 市町村。市町村教育委員会（県大会以上の規模で開催される大会）

#### (2) 優先大会・及び順位の定め

・利用調整において、使用希望日が重なった場合は、公式大会の規模により優先順位が定められています。

第1順位 国民体育大会、全日本選手権大会、全国高等学校体育大会、全国中学校体育大会、国際競技会及びその他これに準ずる大会。

第2順位 公園管理者（前橋土木事務所長）が認めたプロ野球・プロサッカー及び全国規模のリーグ戦

第3順位 第1順位の大会の関東地区予選会、関東高校野球大会

第4順位 第3順位の大会の県予選会・県選手権大会

第5順位 準優先団体の主催する県大会規模の大会

第6順位 アマチュア競技団体が主催する県選手権大会に準ずる公式大会

第7順位 練習会 講習会（全国、全県を対象とするもの）

第8順位 一般利用

(附記)

1) 野球の場合、同順位の大会では硬式野球を優先します。

2) 優先団体・準優先団体が使用する場合のみ、予備日を設けることができます。

#### (3) 利用調整会議の予定

翌年度の4月1日から3月31日までの使用希望	
仮受付期間（優先受付）	12月1日から12月27日まで
使用決定	利用調整会議（1月最終木・金曜日開催）にて決定します。

### ■ 本件に関するお問い合わせ ■

敷島公園管理事務所 電話 **027-234-9338** (担当：岡田、丸山)

電話・受付窓口対応時間：9時～16時